

事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	通常砂防事業					
地区名	城山沢					
事業箇所	愛知県豊田市足助町地内					
事業のあらまし	<p>矢作川水系城山沢は、愛知県豊田市足助町に位置する土石流危険溪流である。周辺地域では過去に甚大な土砂災害が発生しており、城山沢も同様な素因を有している。また、城山沢がある足助地区は、香嵐渓と中馬街道の古い町並みが残る愛知県内有数の観光地であり、年間 103 万人が訪れる観光名所である。</p> <p>本事業は、それらの観光地の環境及び景観に配慮しながら、下流の人家 12 戸及び市道を土砂災害から保全するため、平成 13 年度から砂防設備の整備に着手し、平成 24 年度に完了した。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 人家 12 戸及び市道 55m を土砂災害から保全する。</p> <p>【副次目標】 なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	5.04 億円		□工事費 2.83 億円、□用補費 1.91 億円、□その他 0.30 億円			
事業期間	採択年度	平成 13 年度	着工年度	平成 13 年度	完成年度	平成 24 年度
事業内容	砂防堰堤工 1 基 溪流保全工 139m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 城山沢で土石流が発生した場合の流出土砂量を現地調査の結果から算出し、それを捕捉することが出来る規模の砂防設備を計画した。</p> <p>その後、国道 153 号バイパスが開通し流域の状況には変化がみられたが、城山沢を高架で通過するため計画への影響は小さく、計画を変更する必要は生じなかった。</p> <p>そこで、当初の計画に沿って砂防設備の整備を進め、H24 年度に計画どおり完成した。</p> <p>バイパスの開通以外には、現在まで流域及び溪床の状況に変化はみられず、また完成した砂防設備も、現在まで健全な状態を維持している。</p> <p>そのため、城山沢で土石流が発生しても、当該砂防設備で捕捉することが可能であり、下流にある保全対象を守ることができる。</p> <p>また、過去に近隣で発生した土砂災害では、砂防設備が実際に流出土砂を捕捉し下流の被害を防いだ実績があり、砂防設備は土砂災害に対して有効である。</p> <p>【達成状況に対する評価】 主要目標に対し、目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 該当なし</p> <p>【達成状況に対する評価】 該当なし</p>				

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績
事業期間		H13～H18	H13～H24
事業費 (億円)	調査設計費	0.28	0.30
	工事費	2.43	2.83
	用地補償費	1.89	1.91
	合計	4.60	5.04
効果の 算定 要因	保全対象人家	12戸	12戸
	保全対象公共施設	なし	なし
	県道、市町村道	0.05km	0.05km

【事業期間に対する評価】

当初は、観光の中心地を通る一方通行の狭い市道を工事用車両の運行経路として利用し、工事を実施する計画であったが、観光客の安全を考慮し、上流砂防堰堤については H20 年に開通するバイパスを利用して安全に工事を行う計画に変更した。そのため、事業期間を 6 年間延長することとなったが、観光客の安全を考慮するとやむを得ない。

【事業費に対する評価】

市道より下流の溪流保全工について、当初は市道を利用し上流より工事を行う計画であったが、観光客の安全を考慮し、足助川に仮橋を設置して下流より工事を行う計画に変更した。そのため、事業費は採択時より約 0.4 億円増えたが、観光客等の安全を考慮するとやむを得ない。

【効果の算定要因に対する評価】

事業採択時と変化はない。

以上 3 つの評価により計画した事業効果が発現されていると考えられる。

②事業効果の
発現状況

③事業実施に
よる環境の
変化

施工範囲は必要最小限として、工事により改変した部分も現在は植生が順調に回復しており、自然環境への影響は最小限にとどめられたと考えている。

また、今回の事業箇所は、豊田市景観条例に基づく景観重点地区及び文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区と重なっており、景観に配慮する必要がある。

そのため、出来るだけ施工前の地形を保全し、緑化が見込まれる工法を選定、使用する材料の色彩等にも配慮し、周辺と調和のとれた違和感のない景観を形成できた。

Ⅲ 対応方針（案）

今後の事後評
価の必要性

事業目標を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。

改善措置の必
要性

事業効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。

同種事業に反
映すべき事項

本事業箇所は、景観重点地区及び伝統的建造物群保存地区と重なっており、周辺の景観に配慮する必要があるが、地元自治体と協議を重ね、周辺と調和のとれた違和感のない景観を形成できたと考えている。

歴史ある町並みと調和の取れた施工例として、同種事業の景観計画立案時に参考としたい。

Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

Ⅴ 対応方針